

○総務省令第十四号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

総務大臣 片山 善博

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の項中「第二十七条の十五第三項」を「第二十七条の十五第四項」に、「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第二項」に改め、同表電波法施行規則（昭

和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の項中「第六条の三」の下に「、第三十二条の九の二(第四十五条の二)において準用する場合を含む。」を加え、同表無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の項中「第二十四条の二第一項まで、第二十四条の三」を「第二十四条まで、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五」に改め、同表特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の項中「第六項」を「第五項」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。